

港区新規開業賃料等補助金 募集要項(平成20年度第1回募集)

(申請書提出期間 平成20年4月1日(火)～4月30日(水))

1 事業の概要

港区では区内で事務所又は店舗(以下事務所等という。)を借りて新しく開業する者に対して、賃料等の一部を助成しています。この補助金制度は創業当初の経営が不安定な時期について、区内における新規開業を支援し港区の産業を活性化することを目的とします。

2 募集枠

募集枠は、7件とします。(MINATO インキュベーションセンター・創業サポートセンター優先枠2件、商店街活性化枠2件を含む。)

3 補助対象となる者

次に掲げる要件をすべて満たす者としてします。

- (1) 次のいずれかに該当していること。なお、創業は法人の場合は本店登記日、個人の場合は個人事業開業届日とする。
 - ①港区創業計画作成支援事業により創業計画書の作成を完了し、平成19年4月1日から平成20年3月31日までに創業した者。
 - ②MINATO インキュベーションセンターによる創業の支援又は創業サポートセンターによる創業の支援が完了した者。
- (2) 主たる事業所を港区内に有しており、法人の場合は本店登記を同所に有していること。
- (3) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号。)に規定する中小企業者であること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当しないこと。
- (5) 大企業((3)で定める中小企業者以外の者をいう。)が実質的な経営に参画していないこと。

4 補助対象となる事務所等

補助金の交付対象となる事務所等は、事業者自らが新規に開業のために賃貸借契約を締結した民間の事務所等であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- (1) 港区内の事務所等であり、住居と兼用しないこと。
- (2) 事務所等の賃貸借契約日が平成19年3月1日から平成20年3月31日であること。
- (3) 貸主が、補助対象事業者の3親等以内の親族並びに補助対象事業者が経営する会社及びそのグループ会社の構成員でないこと。

5 補助対象経費及び補助金額

補助対象経費及び補助金額は下記のとおりです。

- (1) 賃料(賃貸借契約上の賃料とし、共益費等は含まない)

補助金交付決定月以降の月額賃料に3分の1を乗じて得た額(千円未満の端数は切り捨て)を補助対象経費とします。ただし、これにより算出した額が、5万円を超える場合は5万円とします。
- (2) 権利金等(権利金、礼金など賃貸借契約書等で確認でき、かつ退去時に返還されないもの)

既に支払った権利金等に3分の1を乗じて得た額(千円未満の端数は切り捨て)を補助対象経費とします。ただし、これにより算出した額が、20万円を超える場合は20万円とします。
- (3) 補助対象事業者が区内商店街の活性化に貢献すると区長が認めるときは、賃料に係る補助金は月額7万5千円を、権利金に係る補助金は30万円を限度とします。

6 補助金の交付期間

(1) 権利金等

6月交付予定。※1回に限ります。

(2) 月額賃料

交付決定月(平成20年5月)から起算して、24か月を限度とします。
なお、補助金は4半期ごとの請求により交付します。

7 補助金交付申請の制限等

補助金の交付申請は、1事業者1回に限ります。

8 補助金交付申請の流れ(予定)

平成20年4月1日～	募集要項の配布
4月1日～30日	申請受付
5月上旬	書類審査 ※多数の場合は抽選
中旬	補助金交付対象者決定通知
下旬	補助金(権利金等)の請求
6月上旬	補助金(権利金等)の交付
平成20年7月上旬	補助金(賃料5月、6月分)の請求
平成20年7月中旬	補助金(賃料5月、6月分)の交付

9 補助金交付申請の手続

補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、平成20年4月1日(火)から30日(水)までに、港区新規開業賃料補助金交付申請書に下記の添付書類を添えて、港区役所産業振興課まで持参してください。(郵送不可)

【添付書類】

- (1) 登記簿謄本の写し(法人の場合)
- (2) 個人事業の開業届出書の写し(個人の場合)
- (3) 創業計画書(商工相談員又は創業アドバイザーの支援を受けて作成が完了したもの)又はMINATOインキュベーションセンターによる創業の支援が完了したことが分かるもの又は創業サポートセンターによる創業の支援が完了したことが分かるもの
- (4) 補助金の交付対象となる事務所等の賃貸借契約書の写し又はそれに代わるもの
- (5) 商店街活性化枠の申請については、商店街加盟の確認ができる書類(申込書控等)
- (6) その他区長が必要と認めるもの

10 抽選について

申し込み多数の場合は抽選します。

※日時:5月9日(金)午後1時 場所:港区役所8階 産業・地域振興支援部会議室

※抽選は公開により行います。ご希望の方はご出席ください。

なお、商店街活性化枠での抽選に漏れた場合、一般枠の中で抽選します。

商店街活性化枠に漏れ、一般枠での補助対象となった場合、補助金額の限度額は賃料5万円、権利金・礼金は20万円となります。あらかじめご了承ください。

11 補助金の交付決定

申請を受け付けてその内容を審査した結果、補助金の交付を決定したときは、港区新規開業賃料等補助金交付決定通知書により、補助金を交付しないことを決定したときは、港区新規開業賃料等補助金不交付決定通知書により通知します。

12 問い合わせ先

〒105-8511 東京都港区芝公園1-5-25

港区産業・地域振興支援部産業振興課産業振興係

TEL 03-3578-2111 内線2560 担当 上嶋・岡田